

～便乗被害に遭わないように気を付けて～

今月8月8日に、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。災害がいつ起こるかは分かりませんが、これまで大規模災害が発生すると、災害に便乗した悪質商法による消費者被害が多発しています。被災された方の住宅の修理工事などに関するトラブルに加えて、義援金などに関するトラブルにも注意が必要です。

●相談事例

- 「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の修理を契約させる。
- 電力会社などを名乗り「災害後の点検」と言って訪問し、災害による修理と称して高額な料金を請求する。
- 「損害保険などによる保険金を利用できる」と保険金申請の手続き代行から工事まで請け負うという契約をさせて、高額な手数料や解約料を請求する。
- 市役所を名乗り、義援金を募っていると電話をかけてくる。

●アドバイス

- 住宅などの修理工事を勧められても、すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取り、家族と相談して慎重に検討しましょう。特に高齢者は、業者から強く言われると契約してしまいがちです。家族や周囲の人は、本人や住まいの変化に注意しましょう。
- 知らない人が訪問してきたら疑って対応する方がいいでしょう。まずは身元や用件を確認し、不審な場合は絶対に家の中に入れてないようにしましょう。
- 損害保険などの保険金を利用して工事を検討する場合は、まず自分で保険会社に相談しましょう。
- 公的機関が電話などで義援金を求めることはありません。公的機関を名乗る連絡があった場合は、いったん電話を切って当該機関に直接確認しましょう。寄付する場合は、募っている団体などの活動状況や用途をよく確認するようにしましょう。

困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

今治市消費生活センター Tel 0898-36-1655

(平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)

愛媛県消費生活センター Tel 089-925-3700

消費者ホットライン Tel 188 (いやや!)



県消費生活相談窓口イメージキャラクター

「こまどりのPiPi (ピピ)」